

令和4年度 事業計画

施設名	ヘルパーステーションもみの木
サービス種類	居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業、 同行援護事業、移動支援事業、福祉有償運送 訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業

項 目	内 容										
1. 事業開始予定日	令和4年4月1日										
2. 事業開始場所	三重県名張市西原町 2590 番8										
3. 利用定員	定員 27名										
4. 従業者等の人員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1)管 理 者</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">1 名</td> </tr> <tr> <td>(2)サービス提供責任者</td> <td style="text-align: right;">1 名</td> </tr> <tr> <td>(3)訪問介護員</td> <td style="text-align: right;">1 名(常勤・専従)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">訪問介護員</td> <td style="text-align: right;">8名(非常勤・専従)</td> </tr> <tr> <td>(4)訪問介護員</td> <td style="text-align: right;">5名(非常勤・専従)※登録ヘルパー</td> </tr> </table>	(1)管 理 者	1 名	(2)サービス提供責任者	1 名	(3)訪問介護員	1 名(常勤・専従)	訪問介護員	8名(非常勤・専従)	(4)訪問介護員	5名(非常勤・専従)※登録ヘルパー
(1)管 理 者	1 名										
(2)サービス提供責任者	1 名										
(3)訪問介護員	1 名(常勤・専従)										
訪問介護員	8名(非常勤・専従)										
(4)訪問介護員	5名(非常勤・専従)※登録ヘルパー										
5. サービスの提供	提供日数 年未年始を除く毎日(原則)										
6. 事業の内容	<p>(1)事業運営基本方針 在宅生活を希望される高齢者、障害者の方が安心して在宅での生活を営むことが出来るよう、必要な支援を提供し、一日でも長く住み慣れた地域で安心して生活が出来るよう支援することを目的とする。 利用者や家族等の体調や環境の変化に伴い起こる支援内容の変化にも、利用者または家族と相談のうえ、出来る限り対応し、安心して地域での生活を営むことが出来るようサービスの提供に全力を注ぎ、在宅生活を望む人の安心した生活、利用者の自立生活への支援を行う。</p> <p>(2)支援目標 利用者の意思を尊重し、ご家族や作業所、ケアホームとの連携を図りつつ、一人一人に合わせた支援(声かけなどの対応)を職員全員が統一して行う。 利用者とのコミュニケーションを大切にし、利用者や家族が話しやすい環境を作る。</p>										

(3)事業内容

・居宅介護

(身体介護)

入浴介助、身体清拭、食事介助、更衣介助、排泄介助、自立に向けて共に行う家事等を行う。

(家事援助)

調理、買い物、掃除、洗濯、各種代行等を行う。

(通院等介助)

通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外のおける移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行う。

・重度訪問介護

一日複数回の身体介護等の訪問が必要な方への支援を行う。

・行動援護

行動援護利用対象の方への外出支援を行う。

・同行援護

視覚に障害のある方への外出支援を行う。

・移動支援

余暇支援・外出支援（散髪・買い物等）を行う。

・訪問介護（介護保険）

要介護の認定のある方への身体介護、生活援助等を行う。

・介護予防・日常生活支援総合（介護保険）

要支援者の認定のある方への介護予防を目的とした生活援助等を行う。

・福祉有償運送

他者の介助なしに移動する事が困難であり単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方に対し有償にて移送サービスを提供する。

【対象となる方】

①身体障害者手帳をお持ちの方

②介護保険法による要介護認定者

③介護保険法による要支援認定者

④知的障害、精神障害、その他の障害を有する方

※③④に該当する旅客には、付き添い・見守り等の介助なしにはタクシー等の公共交通機関の利用が困難である方を含み、④の「その他の障害を有する方」には、発達障害、自閉症、学習障害を含む。

	(4)訪問する自宅やよく利用する公共施設等の避難経路及び避難場所の把握を行い、万が一の時に瞬時に行動できるよう全ヘルパーで周知徹底する。
8. 防犯対策計画	警察署との連携により、各事業所と合同の防犯訓練を行う。 移動支援に出かけるヘルパーに対して防犯ブザーと鈴を携帯し、利用者ヘルパー自身の安全を確保する。
9. 研修計画	適切な利用者支援ができるよう次の研修を行い、サービスの提供に必要な能力を養う。 (1)内部研修(1回/月) <ul style="list-style-type: none"> ・人権研修(障害者虐待防止法・障害者差別解消法等) ※外部より講師を招き年2回行う(5月、8月) ・ストレスチェック、パワハラ防止法等 (2)外部研修 ※令和4年度概要未定 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアップ研修(三重県社会福祉研修センター) 課題別専門研修(三重県社会福祉研修センター) <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内外の研修を積極的に受け、各ヘルパーの技術向上を図る。また、外部研修を受けた者は会議などで発表・報告する機会を持ち、もみの木全体で知識の共有を図り、より良い支援につなげる。 ・個々の学びたい研修については受講の機会を設け、各ヘルパーのスキルアップを図る。
10. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主任会議(1回/月)※各事業所の主任とサービス管理責任者による合同会議 ・職員会議(1回/月)※支援計画の見直しなどを行う ・修繕・補修箇所の整備及び車両の整備点検